環　境　部

令和８年（2026 年）１１月２４日調製

定 例 会 提 出 予 定 案 件 資 料

ページ

１　令和８（２０２６）年度補正予算概要 ---------- １～２

２　函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例の骨子 ---------- ３～５

３　函館市日乃出いこいの家条例の一部を改正する条例の骨子 ---------- ６

４　公の施設の指定管理者の指定について ---------- ７

１　令和８（２０２６）年度補正予算概要

一般会計

［歳入］　（単位：千円）

科　　目	補 正 額	説　　明
日乃出いこいの家 使　　用　　料	75	大人増　　33 回数券増　42

［歳出］

衛生費　（単位：千円）

科　　目	補 正 額	説　　明	特定財源
清 掃 総 務 費	△5,775	手数料徴収事務所要経費減　△187 指定ごみ袋およびごみ処理券 保管・搬送業務委託料減　△187 廃棄物対策費減　△5,588 新廃棄物処理システム構築 関係経費減　△5,588	
塵 芥 処 理 費	19,507	日乃出清掃工場整備関係経費増　19,507 日乃出清掃工場整備事業費増　27,038 発電設備整備事業費減　△7,531 自営線整備工事費減　△7,531	（国） 廃棄物処理施設整備費補助金　3,809 （地方債） 塵芥処理施設整備事業債 15,700

［継続費］

（変　更）　　（単位：千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	発電設備整備事業（自営線整備工事費）	284,955	令和 8(2026)年度	83,534	272,999	令和 8(2026)年度	76,003
				令和 9(2027)年度	201,421		令和 9(2027)年度	196,996

［債務負担行為］

（追　加）　　（単位：千円）

事項	期間	限度額
日乃出清掃工場整備事業費	令和 9(2027)年度から令和 10(2028)年度まで	1,234,915

（変　更）　　（単位：千円）

事項	補正前	補正後
	限度額	限度額
指定ごみ袋およびごみ処理券保管・搬送業務委託料	28,892	28,237
次期廃棄物処理施設整備基本計画策定支援業務委託料	39,160	30,624
出力制御装置設置事業費	55,000	44,000

２　函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1)　改正理由

戸井廃棄物最終処分場の廃止に伴い規定を整備するため

(2)　改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3)　施行日

公布の日

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例　新旧対照表

現　　行

（市が処理する産業廃棄物の種類等）

第14条　法第11条第２項の規定により，市（函館市戸井廃棄物最終処分場を除く。）が処理する産業廃棄物は，一般廃棄物とあわせて処理することができる固形状のもので，かつ，その量が一般廃棄物の処理に支障のない量のものとし，その種類については，必要のつど市長が指定する。

２　函館市戸井廃棄物最終処分場が処理する産業廃棄物は，固形状のものとし，その種類については，必要のつど市長が指定する。

（産業廃棄物の処理に係る使用料）

第15条　前条の産業廃棄物を市が処理するときは，別表第２に掲げる処理の区分に応じ，使用料を徴収する。

２～４　（略）

別表第２（第15条関係）

産業廃棄物の処理に係る使用料

使用料の種類	処理の区分	金額
（略）		
埋立処分場使用料	函館市七五郎沢廃棄物最終処分場，函館市恵山廃棄物最終処分場または函館市南茅部廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	10キログラムまでごとに163円
	函館市戸井廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条の規定により交付を受けた自動車検査証に記載されている最大積載量（以下この表において「最大積載量」という。）が1,000キログラム以上2,000キログラム未満の自

改　正　案

（市が処理する産業廃棄物の種類等）

第14条　法第11条第２項の規定により，市が処理する産業廃棄物は，一般廃棄物とあわせて処理することができる固形状のもので，かつ，その量が一般廃棄物の処理に支障のない量のものとし，その種類については，必要のつど市長が指定する。

（削る）

（産業廃棄物の処理に係る使用料）

第15条　（略）

２～４　（略）

別表第２（第15条関係）

産業廃棄物の処理に係る使用料

使用料の種類	処理の区分	金額
（略）		
埋立処分場使用料	（略）	（略）
	（削る）	

		動車により搬入されたもの　１台につき　2,000円 (2) 最大積載量が2,000キログラム以上4,000キログラム未満の自動車により搬入されたもの　１台につき　4,000円 (3) 最大積載量が4,000キログラム以上の自動車により搬入されたもの　１台につき　8,000円 (4) 道路運送車両法に規定する道路運送車両（前３号に掲げるものを除く。）により搬入されたもの　１台につき　1,000円 (5) 前各号に掲げる方法以外の方法により搬入されたもの　１回につき　1,000円	

３　函館市日乃出いこいの家条例の一部を改正する条例の骨子

(1)　改正理由

日乃出いこいの家の使用料を改定するため

(2)　改正内容

下記新旧対照表のとおり

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　案</th></tr>
<tr><td>（使用料）
第３条　いこいの家を使用しようとする者は，別表に定める使用料を前納しなければならない。
２　（略）

別表（第３条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>摘要</th><th>使用料</th></tr><tr><td>大人</td><td>12歳以上の者</td><td>500円</td></tr><tr><td>中人</td><td>６歳以上12歳未満の者</td><td>150円</td></tr><tr><td>小人</td><td>６歳未満の者</td><td>80円</td></tr><tr><td>使用回数券</td><td>11回券</td><td>5,000円</td></tr></table></td><td>（使用料）
第３条　（略）
２　（略）

別表（第３条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>摘要</th><th>使用料</th></tr><tr><td>大人</td><td>（略）</td><td>550円</td></tr><tr><td>中人</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>小人</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>使用回数券</td><td>（略）</td><td>5,500円</td></tr></table></td></tr>
</table>

(3)　施行日

令和８年１２月２３日

４　公の施設の指定管理者の指定について

(1)　函館市日乃出いこいの家の指定管理者

ア　公の施設の名称および位置

名称　函館市日乃出いこいの家

位置　函館市日乃出町２４番４号

イ　指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所　函館市日乃出町２４番４号

名称　函館市日乃出町会

代表者の氏名　町会長　岩山　勝則

ウ　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

エ　候補者の選定

特例措置を適用し，当該団体を候補者とした。

オ　管理委託料

３５，３３３千円